

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査等事業) の事業評価について

令和6年度 第3回
広域協議会 資料5

1. 事業評価の目的

本協議会が補助決定を受けている下記の補助対象事業について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。

2. 補助対象事業

地域公共交通調査事業（地域公共交通協働トライアル推進事業）
⇒広域的な地域公共交通計画の策定にかかる費用に対する補助

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査等事業) の事業評価について

3. 事業評価の方法

①自己評価（一次評価）

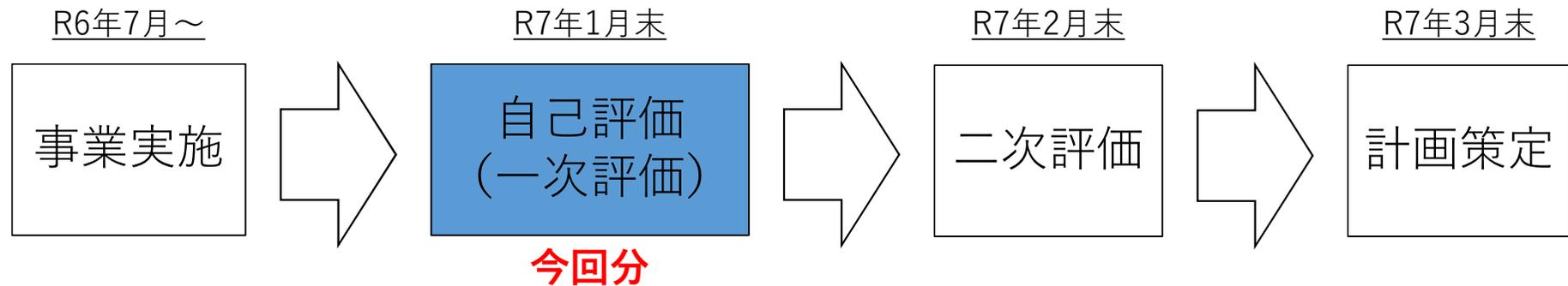
補助対象事業者が、事業の実施状況の確認、評価を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地方運輸局に報告するとともに、公表する。

②二次評価

一次評価等を基に地方運輸局が作成した二次評価案等について、地方運輸局に設置した各担当部長及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会において審議し、補助対象事業者に対して当該二次評価を通知する。

令和6年度 地域公共交通確保維持改善事業 (地域公共交通調査等事業) の事業評価について

4. 事業評価スケジュール



5. 自己評価（一次評価）の内容 参考資料3のとおり

※二次評価結果については、次回協議会において報告案件として提出予定です。